

津市森林整備計画書

計画期間

| | | | |
|---|----------|-----|-------|
| 自 | 令和 8 年 | 4 月 | 1 日 |
| 至 | 令和 1 8 年 | 3 月 | 3 1 日 |

三 重 県

津 市

目 次

| | | |
|----|---------------------------------------------------|----|
| I | 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | |
| 1 | 森林整備の現状と課題 | 1 |
| 2 | 森林整備の基本方針 | 2 |
| 3 | 森林施業の合理化に関する基本方針 | 5 |
| II | 森林の整備に関する事項 | |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | |
| 1 | 樹種別の立木の標準伐期齢 | 7 |
| 2 | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 7 |
| 3 | その他必要な事項 | 9 |
| 第2 | 造林に関する事項 | |
| 1 | 人工造林に関する事項 | 9 |
| 2 | 天然更新に関する事項 | 11 |
| 3 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 | 13 |
| 4 | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 14 |
| 5 | その他必要な事項 | 15 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準 | |
| 1 | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 15 |
| 2 | 保育の種類別の標準的な方法 | 17 |
| 3 | その他必要な事項 | 18 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | |
| 1 | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 | 19 |
| 2 | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 19 |
| 3 | その他必要な事項 | 20 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | |
| 1 | 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 | 21 |

| | | |
|----|-------------------------------------------|-----|
| 2 | 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進 するための方策 | 2 1 |
| 3 | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | 2 2 |
| 4 | 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 2 2 |
| 5 | その他必要な事項 | 2 4 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項 | |
| 1 | 森林施業の共同化の促進に関する方針 | 2 5 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林の施業の共同化の促進方策 | 2 5 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 2 5 |
| 4 | その他必要な事項 | 2 6 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する 事項 | |
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業 システムに関する事項 | 2 6 |
| 2 | 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関す る事項 | 2 7 |
| 3 | 作業路網の整備に関する事項 | 2 7 |
| 4 | その他必要な事項 | 3 1 |
| 第8 | その他必要な事項 | |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | 3 1 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関 する事項 | 3 2 |
| 3 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | 3 3 |
| Ⅲ | 森林の保護に関する事項 | |
| 第1 | 鳥獣害の防止に関する事項 | |
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の 方法 | 3 4 |
| 2 | その他必要な事項 | 3 5 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に 関する事項 | |
| 1 | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 | 3 5 |
| 2 | 鳥獣による森林被害対策の方法 | 3 5 |

- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・ 3 7
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・ 4 2
- 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

津市は、三重県のほぼ中央に位置し、北は鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曾爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、面積は約711km²で、県内市町で最も面積が広く、県総面積の約12%を占めている。

地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けられ、南西部の山間地域は、標高700～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなる。

布引・一志山地の山麓は、東に向かって標高30～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、南西端を流れる名張川が木津川、淀川を經由して大阪湾に注いでいる。

本市の森林面積は、市総面積約711km²の約58%にあたる約415km²を占めており、特に、芸濃地域から美杉地域に続く西部山間地域においては、古くから造林に取り組み、スギ、ヒノキ等の人工林率が82%を超える高い率を示し、戦中から戦後の復興期に伐採された後に植栽した山林が多い。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施される人工林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様な林分構成となっている。近年、住民の森林に対する意識・価値観も多様化しており、森林に求められる機能が多くなっている。

古くからスギ、ヒノキの造林が盛んに行われてきた地域においては、年齢構成が他の地域に比べて高く、伐期を迎える林分も多い。しかし、木材価格の低迷や人件費等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、さらには、イノシシ・ニホンジカなどによる林産物への食害が深刻な問題になっている。そのため、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や伐採後に造林されない造林未済地等が増加していることから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

近年、局地的な集中豪雨による山地災害が多発する傾向にあり、被害を未然に防止、軽減するため、特に人家や公共施設に直接影響のある森林、鉄道や道路沿いの森林、溪流沿いの森林について

は、三重県との連携により災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

また、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法において、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務が明確化されるとともに、新たな森林の経営管理の仕組みが構築されたことから、森林環境譲与税を財源とし、適正に森林経営管理を行う取組を推進していく。

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっている二酸化炭素の吸収機能をはじめ、水源かん養機能や生物多様性の保全、林産物の供給等の多面的機能を有しており、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることも重要な課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに、近年の気候変動に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全などの公益的機能及び木材生産機能を十分に発揮させ、また、その機能を維持し社会のニーズに適合した森林を整備するため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方は、次表のとおりとする。

◇森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

| 森林の有する機能 | 森林整備の基本的な考え方 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源かん養機能 | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>なお、重要な水源地域においては「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき特定水源地域の整備及び保全を推進することとする。</p> |
| 山地災害防止機能／土壤保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。</p> |

| | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>快適環境形成機能</p> | <p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> |
| <p>保健・レクリエーション機能</p> | <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> |
| <p>文化機能</p> | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> |
| <p>生物多様性保全機能</p> | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して</p> |

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> |
| <p>木材等生産機能</p> | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |

イ 森林施業の推進方策

森林づくりを着実に実施するため、市、県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を一層密にすることで、森林づくり推進体制の強化を図る。

また、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図るとともに、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進し、効率的な森林境界の明確化や精度の高い森林資源情報等の把握に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者や森林組合等の林業事業体による合意形成を図り

つつ、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、総合的な森林・林業諸施策を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

※なお、この立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時点に達する時期を指標として示したものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

| 地 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|------------|-----|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他 針葉樹 | クヌギ | その他 広葉樹 |
| 津市全域 | 35年 | 40年 | 35年 | 35年 | 10年 | 15年 |

※海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採齢が標準伐期齢と著しく異なる場合は、津市農林水産部林業振興室又は林業普及指導員に相談し、適切な伐採齢を決定することとする。

※特定苗木などが調達可能な地域において、その特性に対応した標準伐期齢の設定が可能な箇所においては、津市農林水産部林業振興室又は林業普及指導員に相談し、適切な伐採齢を決定することとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐期を迎える人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点課題とする。また、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。このため、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を次表のとおり定める。

| 主伐の区分 | 標準的な方法 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 皆伐 (主伐のうち択伐以外のもの) | <p>花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進に努めるとともに、森林の有する多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し実施するものとする。</p> <p>皆伐にあたっては、林地の保全及び公益的機能を考慮して、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。なお、1箇所当たりの伐採面積は20haを超えないものとする。</p> <p>皆伐は、気候、森林生産力等の自然条件、野生生物の生息状況等を勘案して、皆伐後の更新が確実である森林について行うものとする。</p> <p>天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</p> <p>伐期は、多様な木材需要に対応できるよう地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図る。</p> <p>森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。</p> <p>林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などを図る観点から、溪流周辺や尾根筋等に必要に応じて保護樹帯を設置するよう努めるものとする。</p> <p>伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。</p> <p>伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域を明確化する。</p> <p>集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行う。</p> |

| | |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>択伐 (主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法)</p> | <p>森林の有する多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <p>択伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案して行うものとする。</p> <p>萌芽更新等を期待する森林は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる森林に誘導することを目標に、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。</p> <p>隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により、広葉樹を導入することも考慮するものとする。</p> <p>天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</p> <p>森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。</p> |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 その他必要な事項 特に定めない。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、津市農林水産部林業振興室又は林業普及指導員に相談し適切な樹種を選択することとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽や、針広混交林への誘導等に努めることとする。

◇人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種 |
|-----------------------------|
| スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹 |
| ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類、その他広葉樹 |

(2)人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の標準的な方法は次表のとおりとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲によらないで植栽しようとする場合は、津市農林水産部林業振興室又は林業普及指導員に相談し、適切な植栽本数を決定することとする。

◇人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) |
|-----|--------|--------------------|
| スギ | 密仕立て | 5,000 |
| | 中仕立て | 3,000 |
| | 疎仕立て | 1,000 |
| ヒノキ | 密仕立て | 5,000 |
| | 中仕立て | 3,000 |
| | 疎仕立て | 1,000 |
| マツ | 中仕立て | 3,000 |
| 広葉樹 | 中仕立て | 3,000 |
| | 疎仕立て | 1,000 |

疎仕立ての植栽本数は、1,000本/haを下限とする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

| 区 分 | 標準的な方法 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 地拵えの方法 | 等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とする。 特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入に努めるものとする。 コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。 |
| 植栽の時期 | 樹種別の適期に行うものとする。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採後5年を超えない時期までに調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及び萌芽

を含む。)が概ね1 ha当たり3,000本以上成立していること。
 なお、更新していない場合には、追加的な更新補助作業を行い、
 更新するまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

| | |
|-------------------|----------------------------------------------------|
| 天然更新の対象樹種 | スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、 カエデ類、その他広葉樹 |
| 萌芽による更新 が可能な樹種 | ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、 カエデ類、その他広葉樹 |

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本
 数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上
 のものに限る。)を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹 種 | 期待成立本数 |
|-----------------------------------------------------|------------|
| スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、 カエデ類、その他広葉樹 | 10,000本/ha |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区 分 | 標準的な方法 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種 更新が阻害されている箇所については、かき起 こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育 の促進を図るものとする。 |

| | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 刈出し | 天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。 |
| 植込み | 天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。 4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本残すようにする。 |

ウ その他天然更新の方法
特に定めない。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次表のとおりとする。

◇植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

| 森 林 の 区 域 | 備 考 |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 0 0 1 - ア - 1 - 1 ~ 9 3 1 6 - イ - 4 - 0 | 市内全域のうち以下のいずれかの要件を満たす森林は天然更新も可能とする。 ア 現況が針葉樹人工林以外である。 イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地より斜面上方に存在する。 (堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できる) ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在する。 エ 林床に更新樹種が存在する。 (過密状態ではない森林、シカ等による食害がない森林、ササが被覆していない森林など) |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の期間、方法及び樹種は次のことを勘案して定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)による。

5 その他必要な事項

- (1) シイタケ原木の供給を図る観点から、原木となる広葉樹の植栽及び萌芽更新を推進することとする。

なお、萌芽更新の補助作業として、目的樹種の発生状況により、必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとする。

- (2) 森林セラピーロード、東海・近畿自然歩道の沿線では、憩いの場としてキャンプ場等の整備がされているので、広葉樹の植栽をすすめながら、スギ・ヒノキの混交を推進することとする。

- (3) 人工林伐採跡地等において、土砂流出防備・水源かん養等の森林については機能回復を図るため、広葉樹植栽を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢未満では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢 (年) | | | | | 標準的な方法 | 備考 |
|-----|-----------|-------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | | |
| スギ | 疎仕立て | 1,000本 | 25～ | 45～ | — | — | — | <p>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。</p> <p>間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</p> | 林分の状況に応じ間伐回数を減じることにも可能。 |
| ヒノキ | 疎仕立て | 1,000本 | 25～ | 45～ | — | — | — | <p>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。</p> <p>間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</p> | 林分の状況に応じ間伐回数を減じることにも可能。 |
| スギ | 中仕立て～密仕立て | 3,000本～ 5,000本 | 15～ | 25～ | 35～ | 55～ | 75～ | <p>間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。</p> <p>間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。</p> | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------|--|
| ヒノキ | 中仕立て～密仕立て | 3,000本～5,000本 | 15～ | 25～ | 35～ | 55～ | 75～ | 間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。 間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 | |
|-----|-----------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------|--|

※間伐とは、林冠がうっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）した森林において行う伐採で、概ね5年後に再度林冠がうっ閉するよう行うもの。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

なお、この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、必要に応じて行うこととする。

◇保育の種類別の標準的な方法

| 保育種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | | | | | | | | | | | | | 標準的な方法 | |
|------|-----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|--------|-----------------------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | |
| 下刈 | スギ | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。 |
| | ヒノキ | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | |

また、樹冠長率が20%近くまで低下した森林は、間伐しても健全な森林に戻すことは困難であるため、皆伐更新することが望ましい。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地面積の縮小及び裸地となる期間の短縮を図るよう努めるものとする。

この森林の区域は別表2のとおり。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

特に定めない。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を実施する。

この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することを基本とする。

なお、「特に効率的な森林施業が可能な森林」区域内の人工林については、原則として、皆伐を行う場合、人工造林による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法
必要に応じて行う。

(2) その他
特に定めない。

【別表 1】

| 区 分 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|----------------------------------------------|-----------|------------|
| 水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 付属概要図のとおり | 34,724.05 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 設定なし | |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 設定なし | |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 設定なし | |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 設定なし | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 付属概要図のとおり | 24,871.21 |

【別表 2】

| 施業の方法 | | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------|
| 伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢 + 10年) | | 付属概要図 のとおり | 34,657.00 |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | | 設定なし | |
| 複層 林施 業を 推進 すべ き森 林 | 複層林施業を推進すべき森 林 (択伐によるものを除く) | 設定なし | |
| | 択伐による複層林施 業を推進すべき森林 | 設定なし | |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を 推進すべき森林 | | 設定なし | |

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の林家等の森林所有者の多くは5ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備するため、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林施業の共同実施又は、施業委託を図っていくこととする。

特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充、強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、森林組合等林業事業者への長期の施業委託を促進し、高密作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、地区説明会等への参加を呼びかけるとともに、その地区説明会等を利用し、また、市外の森林所有者については、市の支援の下に森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、森林経営計画等への参画を促すこととする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

山林境界の明確化、書面による契約等について地区説明会等を通じて森林所有者へ働きかける。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度に関する基本的な考え方

森林所有者が、自ら又は民間事業者に委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用により、市が森林所有者から経営管理権(※1)を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権(※2)を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業(※3)を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画(※4)又は経営管理実施権配分計画(※5)の作成に当たっては、本計画にも定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定

が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

※1 経営管理権

地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)(木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利

※2 経営管理実施権

地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等(販売収益を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利

※3 市町村森林経営管理事業

市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業

※4 経営管理権集積計画

市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画

※5 経営管理実施権配分計画

市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画

(2) 経営管理権の設定の対象となる森林の考え方

経営管理意向調査の結果に基づき、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

境界が不明瞭等により経営管理権集積計画の作成等が進まない森林については、空中写真や航空レーザ計測等に基づく森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、優先度を勘案しながら取組の加速化を図る。

(3) 経営管理実施権設定の考え方

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の設定の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の設定の対象として取り扱うものとする。

(4) 市町村森林経営管理事業の考え方

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の設定の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

特に定めない。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林家等の森林所有者の多くは小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備するとともに、説明会等で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する説明会等を行い、集落単位での森林施業の共同実施又は、施業委託を図っていくこととする。特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充、強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林の施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である森林組合を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体に長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施すること。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は、林業事業体を中心に関係者により実施すること。

(3) 施業委託した森林所有者の一部が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないように、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項
特に定めない。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網整備の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

◇路網整備の水準

| 区 分 | 作業システム | 路網密度 | |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------|
| | | | 基幹路網 |
| 緩傾斜地 (0° ~ 15°) | 車両系作業システム | 110m /ha 以上 | 30m /ha 以上 |
| 中傾斜地 (15° ~ 30°) | 車両系作業システム | 85m /ha 以上 | 23m /ha 以上 |
| | 架線系作業システム | 25m /ha 以上 | 23m /ha 以上 |
| 急傾斜地 (30° ~ 35°) | 車両系作業システム | 60 [50] m /ha以上 | 16m /ha 以上 |
| | 架線系作業システム | 20 [15] m /ha以上 | 16m /ha 以上 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系作業システム | 5m /ha 以上 | 5m /ha 以上 |

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の〔 〕書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特に定めない。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の路網を整備することとし、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)及び三重県林業専用道作設指針(平成23年3月24日環森第06-590号)の規定を踏まえて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

| 開設 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長 | 利用 区域 面積 | 前半 5カ 年の 計画 箇所 | 対 図 番 号 |
|----|------|----|------------|-----|-----|----------------|----------------------------|------------------|
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 美里町 芸濃町 | 経ヶ峰 | 5.5 | 1,075 | ○ | ① |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美里町 | 中畑 | 0.2 | 71 | ○ | ② |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | 宇谷 | 0.4 | 72 | | ③ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | 井ヶ谷 | 0.7 | 17 | | ④ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | 中田 | 0.3 | 20 | | ⑤ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 白山町 | 大沢 | 1.0 | 100 | | ⑥ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一志町 | 小俣支 | 0.8 | 60 | | ⑦ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一志町 | 火の谷 | 0.7 | 50 | | ⑧ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一志町 | 寺谷 | 0.4 | 50 | | ⑨ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一志町 | 室の口 | 0.7 | 50 | | ⑩ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一志町 | 小俣 | 0.8 | 60 | | ⑪ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一志町 | 小山 | 0.7 | 50 | | ⑫ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 芸濃町 | 嘉嶺 | 1.0 | 166 | | ⑬ |

| 開設 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長 | 利用 区域 面積 | 前半 5カ 年の 計画 箇所 | 対 図 番 号 |
|----|------|-----------|-----|-------|------|----------------|----------------------------|------------------|
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 芸濃町 | 我ヶ浦 | 0.5 | 443 | | ⑭ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | 中津漆 | 1.5 | 50 | | ⑮ |
| 〃 | 〃 | 林業 専用道 | 美杉町 | 漆高所山 | 0.6 | 40 | | ⑯ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 白山町 | 八対野 | 1.0 | 100 | | ⑰ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | 奥津又 | 0.4 | 10 | | ⑱ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | ヌクミ支 | 0.2 | 13 | | ⑲ |
| | | 計 | | 19 路線 | 17.4 | | | |

| 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 箇所数及び 延長 | | 利用 区域 面積 | 前半 5カ 年の 計画 箇所 | 対 図 番 号 |
|----|------|----|------------|-----|-------------|-----|----------------|----------------------------|------------------|
| 改良 | 自動車道 | 林道 | 美里町 芸濃町 | 経ヶ峰 | 8 箇所 | 1.3 | 1,075 | ○ | ① |
| 〃 | 〃 | 〃 | 芸濃町 | 笹子 | 1 箇所 | 0.1 | 571 | ○ | ⑳ |
| 〃 | 軽車道 | 〃 | 榊原町 | 安子谷 | 1 箇所 | 0.1 | 286 | ○ | ㉑ |

| 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 箇所数及び延長 | 利用区域面積 | 前半5カ年の計画箇所 | 対図番号 | 拡張 |
|----|------|----|------------|-------|---------|--------|------------|------|----|
| 改良 | 自動車道 | 林道 | 芸濃町 | 柚ノ木越 | 1箇所 | 0.1 | 756 | ○ | ㉒ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 白山町 | ナメンダラ | 1箇所 | 0.1 | 146 | ○ | ㉓ |
| | | 計 | | 5路線 | 12箇所 | 1.7 | | | |
| 舗装 | 自動車道 | 林道 | 美里町 芸濃町 | 経ヶ峰 | 2箇所 | 5.5 | 1,075 | ○ | ① |
| 〃 | 〃 | 〃 | 美杉町 | ヌクミ | 1箇所 | 1.2 | 53 | | ㉔ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 芸濃町 | 笹子 | 1箇所 | 4.0 | 571 | | ㉕ |
| | | 計 | | 3路線 | 4箇所 | 10.7 | | | |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するよう努める。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び三重県森林作業道作設指針（平成2

3年3月24日環森第06-591号)の規定を踏まえて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、適正に管理がなされるよう努める。

4 その他必要な事項
特に定めない。

第8 その他必要な事項

1 林業に就業する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業就業者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営の能力を備えた林業就業者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業就業者に対して、三重県林業労働力確保支援センター等が行う林業技術研修等を積極的に活用し、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

さらに、三重県が「みえ森林・林業アカデミー」において実施する各種の林業人材育成講座を積極的に活用し、林業就業者のスキルアップを推進するよう指導していく。

(2) 林業就業者の確保

林業へのUJIターンや女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等による新たな林業就業者を確保するために、林業労働に対する理解の向上に努める。

具体的な方策としては以下のようなことが挙げられる。

ア 林道・作業道等の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努める。

イ 月給制、週休制、社会保険の充実等、社会状況に応じた雇用形態の実現に努める。

ウ 森林についての総合的知識を有した林業人材の育成・確保を通じて、市民に対し森林を総合的に管理する新しい職種という理解を広げる。

エ 市内の小中学生を中心に、森林教育を実施し、森林の働きや重要性などを伝え林業就業の促進に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。

このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

| 作業の種類 | | 現状 | 将来 |
|------------|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------|
| 伐倒 | | チェーンソー ハーベスタ | チェーンソー ハーベスタ |
| 造材 | | チェーンソー プロセッサ ハーベスタ | チェーンソー プロセッサ ハーベスタ |
| 木寄せ・ 集材 | | ウインチ フォワーダ グラップル スイングヤーダ | ウインチ フォワーダ グラップル スイングヤーダ タワーヤーダ |
| 造林保育 等 | 地拵、下刈 | 刈払機、鎌、鋸 | 刈払機、鎌、鋸 |
| | 資材運搬 | 背負子 | 背負子、ドローン |
| | 枝打ち | 鉋、鋸 | 鉋、鋸、自動枝打機 |

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備方針

施設の整備にあたっては、市産の合法伐採木材の使用に努める。

(2) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

◇林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

| 施設の種類 | 現状 | | | 計画 | | |
|-------|----|----|------|----|----|------|
| | 位置 | 規模 | 対函番号 | 位置 | 規模 | 対函番号 |
| 該当なし | | | | | | |

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

別表3のとおり。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止対策は、鳥獣の保護管理対策や農業被害対策等と必要に応じて連携・調整しつつ実施するとともに、鳥獣害防止森林区域内においては、被害防止効果が発揮されるよう、以下の対策を単独、又は組み合わせて実施することとする。

なお、既存の防護柵については、必要に応じて改良等を行い、被害防止効果の発揮を図るよう努めるものとする。

また、特に、人工植栽地（予定地を含む。）の森林においては、これらの対策を重点的に実施するよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わななどによるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積（ha） |
|-----------------|-----------------------|-----------|
| ニホンジカ、イノシシ、ノウサギ | 北伊勢地域森林計画の対象となっている民有林 | 40,734.01 |

- 2 その他必要な事項
特に定めない。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

マツクイムシ(マツノザイセンチュウ)による松の枯損被害は、河芸町、香良洲町の海岸松林等において発生している。このような状況から、被害地域の早期発見に努め、被害木の伐倒駆除・薬剤の散布等により被害地域の拡大防止に努める。

ナラ枯れについては、三重県等の関係機関と情報共有を図り、管理者等への適正な管理を促す等、被害の拡大防止に努める。

また、スギノアカネトラカミキリによるトビクサレ被害については、枝打ちを行うことで未然に防ぐことができるため、適切な保育管理に取り組むこととする。

- #### (2) その他 特に定めない。

2 鳥獣による森林被害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 第1の1の(2)に準じる

3 林野火災の予防の方法

林野火災による被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防、注意喚起等を適時適切に実施することとする。

加えて、林野火災注意報等における火の使用制限の周知や火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、関係法令を遵守して事前に許可を得るとともに、警察、消防署、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特に定めない。

(2) その他

森林病虫害による被害の拡大防止を特に図る森林は下表のとおりとする。

| 森林の区域 | 備考 |
|----------|-----------|
| 保全マツ林の区域 | 付属概要図のとおり |

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | |
|-------|-----|---------------|-----|-----|------|----|-----|
| 位置 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 |
| 設定なし | | | | | | | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|--------|-------|
| 特に定めない | |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

特に定めない。

(2) 立木の期待平均樹高

| 樹種 | 期待平均樹高 (m) |
|--------|------------|
| 特に定めない | |

4 その他必要な事項

特に定めない。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

| 区域名 | 林 班 | 区域面積 (ha) |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 津南 | 1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、 1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、 1030、1031、1032、1033、1034、1035、1036、 1037、1038、1039、1040 | 893.10 |
| 津北 | 1001、1002、1003、1006、1007、1008、1009、 1010、1011、1042、1043、1044、1045、1046、 1047、1048、1049、1050、1051、1052、1053、 1054、1055 | 465.00 |
| 久居 | 2038、2039、2040、2041、2042、2043、2044、 2045、2046、2047、2048、2049、2050、2051、 2052、2053、2054、2055、2056、2057 | 506.65 |
| 榊原南 | 2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、 2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014 | 562.82 |
| 榊原北 | 2015、2016、2017、2018、2019、2020、2021、 2022、2023、2024、2025、2026、2027、2028、 2029、2030、2031、2032、2033、2034、2035、 2036、2037、2058 | 1,364.33 |

| 区域名 | 林 班 | 区域面積 (ha) |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 河芸 | 3001、3002、3003、3004、3005、3006、3007、 3008、3009、3010、3011、3012 | 325.27 |
| 芸濃 | 4001、4002、4003、4004、4005、4006、4007、 4008、4009、4010、4011、4012、4013、4014、 4015、4016、4017、4018、4019、4020、4021、 4022、4023、4024、4025、4026、4027、4028、 4029、4030 | 1,039.78 |
| 河内南 | 4031、4032、4033、4034、4035、4036、4037、 4038、4039、4040、4041、4042、4043、4044、 4045、4046、4047、4048、4049、4050、4051 | 1,455.53 |
| 河内北 | 4052、4053、4054、4055、4056、4057、4058、 4059、4060、4061、4062、4063、4064、4065、 4066、4067、4068、4069、4070 | 1,508.03 |
| 南長野 | 5001、5002、5003、5004、5005、5006、5008、 5009、5010、5011、5012、5013、5051、5052、 5053、5054 | 1,143.01 |
| 北長野 | 5007、5014、5015、5016、5017、5018、5019、 5020、5021、5022、5023、5024、5025、5026、 5027、5028、5029、5030 | 1,295.68 |
| 美里 | 5031、5032、5033、5034、5035、5036、5037、 5038、5039、5040、5041、5042、5043、5044、 5045、5046、5047、5048、5049、5050 | 1,418.03 |
| 安濃 | 6001、6002、6003、6004、6005、6006、6007、 6008、6009、6010、6011、6012、6013、6014、 6015、6016、6017、6018、6019、6020、6021、 6022、6023、6024、6025、6026 | 1,446.91 |
| 波瀬 | 7001、7002、7003、7004、7005、7006、7007、 7008、7009、7010、7011、7012、7013、7014、 7015、7016、7017、7018、7019、7020、7021、 7022、7023、7024 | 1,509.58 |
| 一志 | 7025、7026、7027、7028、7029、7030、7031、 7032、7033、7034、7035、7036 | 847.99 |
| 川口 | 8001、8002、8003、8004、8005、8006、8007、 8008、8009、8010、8011、8012、8013、8014、 8015、8016、8017、8018、8019、8020、8021 | 799.02 |
| 家城 | 8022、8023、8024、8025、8026、8027、8028、 8029、8030、8031、8032、8033、8034、8035、 8063、8064、8065、8066、8067、8068、8069、 8070、8134 | 943.11 |
| 垣内 | 8086、8087、8088、8089、8090、8091、8092、 8093、8094、8095、8096、8097、8098、8099、 8104、8105、8117、8118、8119、8120、8136 | 1,632.07 |

| 区域名 | 林 班 | 区域面積 (ha) |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 元取 | 8036、8037、8038、8039、8040、8041、8042、 8043、8044、8045、8046、8047、8048、8049、 8050、8051、8052、8053、8054、8055、8056、 8057、8058、8059、8060、8061、8062 | 1,404.87 |
| 八ツ山 | 8071、8072、8073、8074、8075、8076、8077、 8078、8079、8080、8081、8082、8083、8084、 8085、8135 | 979.14 |
| 倭 | 8100、8101、8102、8103、8106、8107、8108、 8109、8110、8111、8112、8113、8114、8115、 8116 | 822.33 |
| 大三 | 8121、8122、8123、8124、8125、8126、8129、 8130、8131、8132、8133 | 630.10 |
| 下之川 東 | 9001、9002、9003、9004、9005、9006、9007、 9008、9009、9010、9011、9012、9013、9014、 9015 | 12,59.11 |
| 下之川 西 | 9016、9017、9018、9019、9020、9021、9022、 9023、9024、9025 | 697.55 |
| 下多気 | 9026、9027、9028、9029、9030、9062、9063、 9064、9065、9066、9067、9068、9069、9070 | 1,179.88 |
| 上多気 | 9031、9032、9033、9034、9035、9036、9037、 9038、9039、9040、9041、9056、9057、9058、 9059、9060、9061 | 1,313.33 |
| 八知東 | 9107、9108、9109、9110、9111、9112、9113、 9114、9115、9116、9117、9118、9119、9120、 9121、9122、9123、9124、9125、9126、9127、 9128、9129、9130、9131、9132、9133、9134、 9135、9136 | 1,266.79 |
| 八知南 | 9137、9138、9139、9140、9141、9142、9143、 9144、9145、9146、9147、9148、9149、9150、 9151、9152、9153、9256、9257 | 999.04 |
| 八知北 | 9154、9155、9156、9157、9158、9159、9160、 9161、9162、9163、9164、9165、9166、9167、 9168、9169、9170、9171、9172、9173、9174、 9175、9176、9177、9178、9179 | 1,513.71 |
| 奥津・ 伊勢地 | 9180、9181、9182、9183、9184、9219、9220、 9221、9222、9223、9224、9225、9226、9227、 9228、9229、9230 | 1,486.02 |
| 川上南 | 9185、9186、9187、9188、9189、9190、9191、 9192、9193、9194、9195、9196、9197、9198、 9199、9200、9201、9202、9203、9204、9205、 9206 | 1,519.13 |

| 区域名 | 林 班 | 区域面積 (ha) |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 川上北 | 9207、9208、9209、9210、9211、9212、9213、 9214、9215、9216、9217、9218 | 1,161.86 |
| 太郎生 西 | 9242、9243、9244、9245、9246、9247、9248、 9249、9250、9251、9252、9253、9254、9255、 9258 | 923.56 |
| 太郎生 東 | 9231、9232、9233、9234、9235、9236、9237、 9238、9239、9240、9241 | 835.35 |
| 丹生俣 | 9042、9043、9044、9045、9046、9047、9048、 9049、9050、9051、9052、9053、9054、9055 | 1,103.84 |
| 竹原 | 9071、9072、9088、9091、9092、9093、9094、 9095、9096、9097、9098、9099、9100、9101、 9102、9103、9104、9105、9106 | 1,120.24 |
| 八手俣 | 9073、9074、9075、9076、9077、9078、9079、 9080、9081、9082、9083、9084、9085、9086、 9087、9089、9090 | 900.40 |
| 平倉 | 9301、9302、9303、9304、9305、9306、9307、 9308、9309、9310、9311、9312、9313、9314、 9315、9316 | 461.85 |
| 合 計 | | 40,734.01 |

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J Iターン者等の定住を促進するため、空き家情報を収集・発信し、定住したいとする者へ情報を提供する。

また、山村の持つ優れた自然環境や独自の文化についても、情報発信する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林セラピー事業として、森林の保健機能、レクリエーション機能等の総合利用の促進、広報活動の推進に努め、森林セラピーを媒体として新たな産業の創出を図ることにより、森林の持つ公益的機能に対する認識の高揚と木材の利用拡大を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

身近な里山や都市近郊林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と都市や地域の住民、NPO等との連携及び協力により、整備・保全活動と利用活動をあわせて推進できる条件を整備する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対しては、林業体験や森林教室等を開催し森林教育に努める。また、農林水産まつりや林業体験等のイベントを通じて森林づくりへの参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

布引・一志山地を源とする安濃川及び雲出川、また、淀川水系木津川上流名張川は、川下の多くの地域の水源となっていることから、下流地域の住民や団体等と協働して水源となる森林の整備に努める。

(3) その他

特に定めない。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権等の設定状況

別紙森林経営管理法に基づく公告森林一覧表のとおり。

(2) 存続期間における市町村森林経営管理事業計画

森林の多面的機能を発揮させるため、Ⅱの第3に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。また、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。

7 その他必要な事項

(1) 三重県型森林区分について

ア 森林区分の方法

森林の機能面の評価に加え、人工林、天然林、林道からの距離等の評価基準をもとに、森林を生産林と環境林（保存型森林、保全型森林、共生型森林）に区分する。

イ 森林の区域

別紙図面のとおり。

ウ 森林の目標と管理方針

(ア) 生産林

木材生産を主体とし、持続的な林業経営を通じて森林を適正管理することで公益的機能の維持向上を図る。

(イ) 環境林

森林を公共財と捉え、針広混交林化を進めるなど、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指し、多様で力強い森林づくりを行う。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備

本市は、人工林を中心に約 1, 108 ha の森林（分収契約地等を含む）を所有していることから、計画的な境界確認・巡視を行い、また効率的な施業を実施することにより財産価値及び公益的機能の向上を図り、他の森林所有者の模範となる山林の育成を推進する。

(4) 災害に強い森林づくり

各造林事業による間伐面積の拡大を図り適切な森林整備を推進すると共に、人家や公共施設などに影響のある森林やJR名松線の沿線等の森林については、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備を目的とした保安林指定を推進する。また、治山事業や「みえ森と緑の県民税」を活用した流木対策、未利用間伐材の搬出を促進するなど災害に強い森林づくりを推進する。

(5) 木質バイオマス利用

間伐等により発生する未利用材を木質バイオマス資源として有効に活用することで、林業経営への関心と意欲を高め、適切な森林整備を促進し森林の持つ公益的機能の維持向上に努める。

(6) 土地の形質変更

土地の切取、盛土等の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な安全措置を講ずることとする。

再生可能エネルギー発電施設の設置等の林地開発については、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとする。

県が指定する盛土規制区域の森林においては、集水性の高い場所における盛土等は、極力避けるとともに、盛土等に伴う災害の防止に努めることとする。